

# 参議院議員選挙

## 投票日 7月21日(日) 午前7時～午後8時

### 投票の方法と順番

今回は、2種類の投票を行います。

- ①はじめに東京都選出議員選挙(定数6人)の投票用紙(クリーム色)を交付しますので、**候補者の氏名を1人だけ**はっきりと書いて投票箱に投函してください。
- ②次に比例代表選出議員選挙(定数50人)の投票用紙(白色)を交付しますので、**政党等の名称または比例名簿記載の候補者の氏名の中から1つだけ**はっきりと書いて投票箱に投函してください。

### 無効票とならないために

- 余分なことを書かない  
2人(2つ)以上書いたり関係ないことを書いたりすると無効となります。
- 書き間違えたときは訂正を  
間違えた部分を二本線で消して、横に正しく書き直してください。



### 体が不自由な方

- 投票用紙への記入が困難な方は代理投票(係員による代筆)ができます。その際は、係員が投票する方の意思確認をいたしますので、不安な方は、事前にご相談ください。
- 目の不自由な方は点字投票ができます。
- 各投票所には、車いす・拡大鏡・老眼鏡・文鎮などを用意しています。



いずれも、希望する方は投票所の係員にお申し出ください。

### お願い

当日、投票所への車での来場はご遠慮ください。投票所へのペット(補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除く)を連れての来場はご遠慮ください。

### 開票の日時・場所

開票は投票日当日の午後9時からスポーツセンター地下1階で行います。本市の選挙人名簿に登録されている方は、参観できます。受付で参観受付票に記入してください。

### 投票・開票速報

投票日当日、市庁で投票・開票の速報を行います。投票速報は午前8時15分ごろから1時間ごと、開票速報は午後9時45分ごろから30分ごとの予定です。

### 18歳未満の方の投票所への入場

投票者に同伴する子ども(18歳未満)は投票所へ入場できます。ただし、同伴する子どもは、投票用紙への記入および投票箱への投函はできません。投票所内で騒ぐなど、投票管理者が投票所の秩序が損なわれると判断したときは、入場をお断りする場合があります。

### 1面から 最近引っ越しをした方

	今の住所の投票所	前の住所の投票所
市内で転居	6月8日以前に転居届をした方	○
	6月10日以降に転居届をした方	○
西東京市に転入	4月3日以前に転入届をし、引き続き本市に住居登録がある方	○ (西東京市)
	4月4日以降に転入届をし、前住所の市区町村で、選挙人名簿へ登録されている方	○
西東京市から転出	本市に3カ月以上住民登録のあった方が3月4日以降に他の市区町村へ転出した場合 ※転出先の市区町村で選挙人名簿に登録がない場合に限りです。 ※転出後4カ月を経過すると本市では投票できません。	○ (西東京市)

### 市外滞在や入院などで投票所に行けないときは?

### 不在者投票をご利用ください

#### 滞在地での不在者投票

仕事・旅行などで市外に滞在する方は、滞在地で不在者投票ができます。手続きにはお時間がかかりますので、お早めに請求してください。

#### 有権者

- ①不在者投票用紙の請求(郵送または持参)  
※請求用紙は、最寄りの市区町村の選挙管理委員会または市庁で配布

#### 西東京市選挙管理委員会

- ②希望送付先へ不在者投票用紙など一式を簡易書留速達にて送付

#### 有権者

- ③滞在地の選挙管理委員会が指定する場所へ、投票用紙など一式を未開封のまま持参して投票

※①は公示日前でも請求できます。  
※不在者投票を行う場所や日時は、滞在地の選挙管理委員会により異なりますので、あらかじめそちらにご確認ください。  
※③で記入した投票用紙は、滞在地の選挙管理委員会が西東京市選挙管理委員会へ送致します。

#### 病院や老人ホームなどでの不在者投票

不在者投票できる施設として指定を受けた病院・老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。希望する方は、お早めに施設の担当者にお申し出ください。

#### 市内の不在者投票指定施設

- 指定病院<sup>※</sup>(10カ所)  
佐々総合病院・山田病院・田無病院・西東京中央総合病院・保谷厚生病院・武蔵野徳洲会病院・エバグリーン田無・ハートフル田無・武蔵野徳洲苑・葵の園ひばりが丘
  - 指定老人ホーム(14カ所)  
健光園・フローラ田無・クレイン・サンメール尚和・緑寿園・東京老人ホーム・東京老人ホーム泉寮・保谷苑・めぐみ園・ベストライフ西東京・グリーンロード・ボンセジュール保谷・ベストライフ西東京松の木・福寿園ひばりが丘
- ※入院・入所している施設が市外の場合は、施設に直接ご確認ください。

#### 郵便等による不在者投票(障害などのある方)

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちで、次の表のいずれかに該当し「郵便等投票証明書」の交付を受けている方は、自宅などで郵便による不在者投票ができます。

既に「郵便等投票証明書」の交付を受けている方の、投票用紙などの請求期限は投票日の4日前(7月17日(水))までです。詳細は、西東京市選挙管理委員会にお早めにお問い合わせください。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証		要介護5

#### 代理記載制度

郵便等投票ができる方のうち、次の表のいずれかに該当し、自ら投票の記載ができない方は、あらかじめ西東京市選挙管理委員会に届け出た方に代理記載をしてもらうことができます。

区分	障害などの程度
身体障害者手帳	1級
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症

#### 今回の選挙からの変更点

法改正により、参議院議員の総定数が242人(選挙区146人、比例代表96人)から248人(選挙区148人、比例代表100人)に増加しました。東京都選挙区については、得票数の多い順に6人が選ばれます。比例代表については、得票数に応じて政党に議席が割り振られます。また、比例代表において、政党が当選順位をあらかじめ定める「特定枠」が設けられました。